

日本における社会的金融の市場と制度

2014年9月3日(水)

明治大学経営学部 小関隆志

koseki@kisc.meiji.ac.jp

要 旨

- 社会的金融(ソーシャル・ファイナンス)とは金融包摂を促進する金融
- 日本では1960年代以降、多重債務者問題やNPO・社会的企業の台頭を背景として登場
- 日本の特徴は、法制度・政策の欠如、欧米に比べて小規模な活動



1. 登場した背景

金融の需要側のニーズ	金融の供給側のニーズ
NPO・社会的企業の資金調達の困難	NPO・社会的企業に対する新たな支援方法の模索
震災の被害を受けた企業の復興	投融資による被災企業の復興支援
地域経済の疲弊、環境破壊、地域福祉、銀行の貸し渋りなどの社会問題	金融の民主化を目指す市民運動
多重債務者問題	国際協力の市民活動

2. 近年の発展

- 多重債務者救済のための低利融資
 - 1960年 日本共助組合
 - 1969年 岩手県消費者信用生活協同組合
 - 1983年 静岡県労働金庫 など
- NPO銀行の設立
 - 1994年 未来銀行
 - 1998年 女性・市民信用組合設立準備会 など



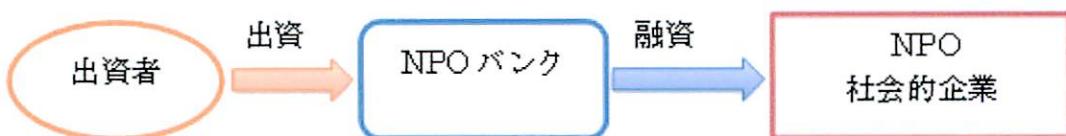
3. 社会的金融の全体像

	NPO・社会的企業	地域の中小企業(震災復興)	個人	個人(P2P)
融資	NPO銀行 市民・地域共同発電所	投資ファンド	マイクロファイナンス	ソーシャルレンディング
投資	市民・地域共同発電所	投資ファンド マイクロ投資ファンド		マイクロ投資ファンド
寄付	クラウドファンディング 市民・地域共同発電所 ベンチャーキャピタル	ベンチャー・フィンанс		クラウドファンディング
保険			自主共済	

4. NPO・社会的企業への融資

○ NPO銀行

- 市民が自発的に出資し、市民からの出資に基づいて、市民事業など社会的に求められているニーズに対して融資を行う、非営利の金融機関
- 未来銀行事業組合、女性・市民コミュニティ銀行など、14団体 出資金計5億8650万円、融資累計27億2270万円、融資残高2億5193万円



4. NPO・社会的企業への融資

○ NPO法人こうじびら山の家

- 名古屋市のコミュニティ・ユース・バンクmomoから融資を受けて建物を改修
- 融資とあわせて、手厚いハンズオンの経営支援



5. マイクロファイナンス

○ マイクロファイナンス

- 政府による、低所得者に対する防貧事業
生活福祉資金貸付制度
- 多重債務者を救済するための少額融資
消費者信用生協、生活サポート基金、グリーンコープ生協、
静岡県労働金庫など
- 零細企業に対する融資
難民起業サポートファンド
日本政策金融公庫(日本公庫)国民生活事業

6. 投資・出資

○ 市民・地域共同発電所

- ・市民共同発電所は出資によって発電所の建設費をまかなう
- ・2013年9月現在、115団体によって458の発電所が設置されている。主に風力発電(81.8%)、次いで太陽光発電(16.2%)。
- ・2013年9月現在、115団体が市民共同発電所を運営。



6. 投資・出資

○ 多摩電力合同会社

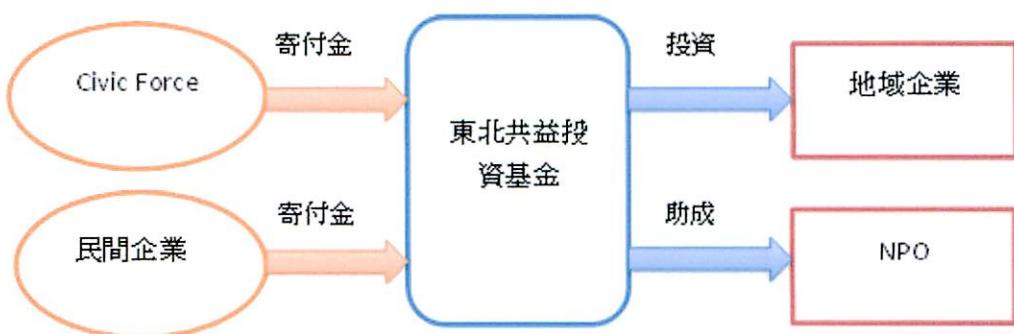
- ・2013年、900万円の出資金を集めて(信託方式)、設備容量30万kWの太陽光発電設備を備えた。



6. 投資・出資

○ 投資ファンド

- 一般財団法人東北共益投資基金は、東北で被災した地場産業の復興を支援することを目的としている。
- この基金は地域経済の核となる企業、伝統産業、復興過程にある企業を投資対象とする



6. 投資・出資

○ 佐藤造船所

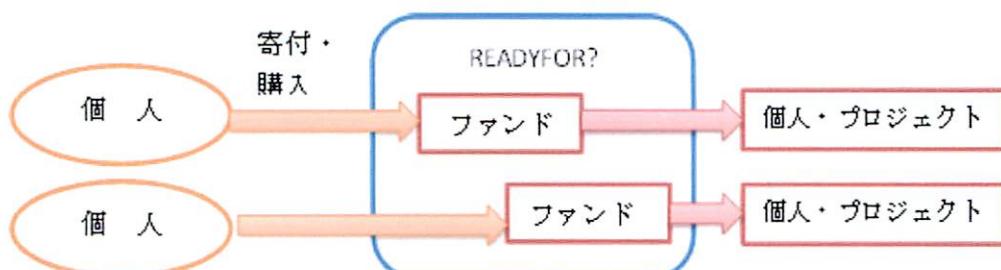
- 宮城県石巻市の造船所。大震災で被災
- 東北共益投資基金が2000万円を出資、経営サポート、復興事業計画作りを支援。石巻地域における中小船舶の修理・整備を行う機能の回復の担い手として支援。漁業と水産加工業のサプライチェーンをつなぐ造船事業者の復興の輪が広がることを期待。



7. クラウドファンディング

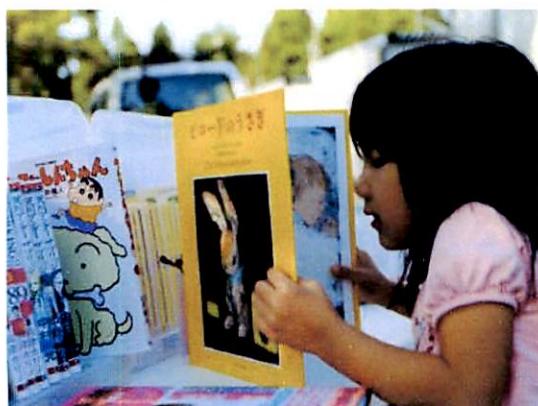
○ 購入型クラウドファンディング

- ・ 東日本大震災の復興支援の時期、寄付の気持ちとマッチして盛り上がりを見せた
- ・ READYFOR? 2011年4月設立 「日本初、国内最大」 累計で3万人から3億円が支援された。プロジェクトの多くは東北地域における震災復興支援活動。



7. クラウドファンディング

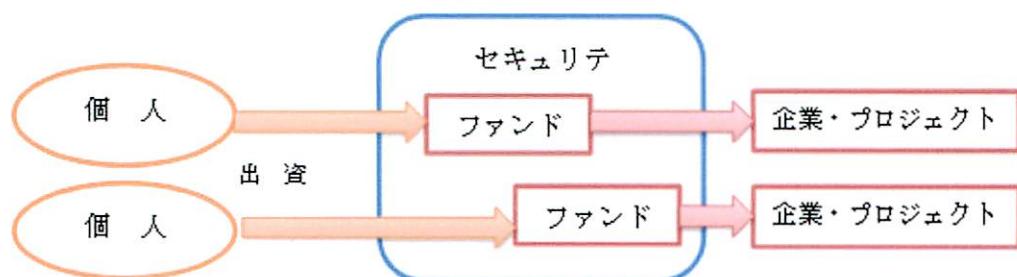
- 陸前高田市の空っぽの図書館を本でいっぱいにしようプロジェクト
 - ・ 3.11 東日本大震災が起り、図書館の建物は全壊、図書館員はすべて死亡もしくは行方不明、蔵書も流出。
 - ・ ¥3,000 の支援で受取る引換券:お礼状と報告書、オリジナルロゴステッカーを一枚プレゼント
 - ・ READYFOR?を通して、862名が824.5万円を支援



7. クラウドファンディング

○マイクロ投資ファンド(出資型クラウドファンディング)

- ・ミュージックセキュリティーズによる投資ファンド「セキュリテ」: 2009年に同社内に「セキュリテ」を設立し、現在は25種類の投資ファンドを運営している。
- ・2011年3月の東日本大震災以降、「セキュリテ応援ファンド」を設立し、震災の被害を受けた企業への投資を促している



7. クラウドファンディング

○(株)八木澤商店

- ・陸前高田市にある老舗のしょうゆメーカー。セキュリテを通して資金を調達
- ・しょうゆ工場の再建のため1億円を募集



白旗あげなければ絶対再建できる [募集中](#)

八木澤商店しょうゆ醸造ファンド

地域 岩手県、陸前高田

分野 食品製造・加工

特典 ものがもらえる、イベント参加

特徴 半額寄付、被災地応援

募集 1億円

1口 10,500円 参加 2,419人

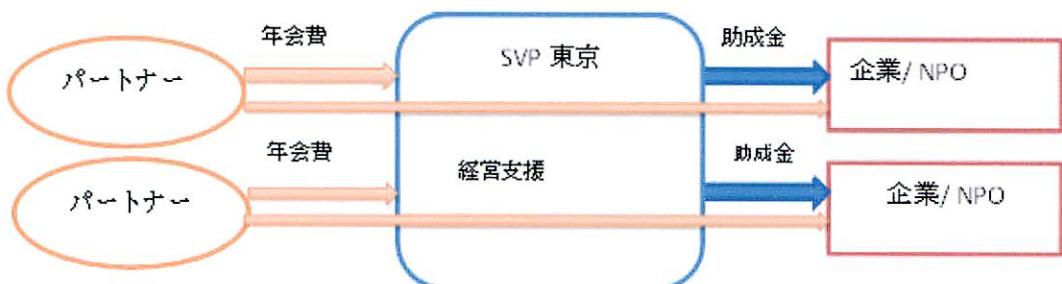
90.3% 申込

[詳細を見る](#)

8. ベンチャーフィナンスロビー

○ ベンチャーフィナンスロビー

- SVP東京は、社会問題に取り組む革新的な企業に対して助成金や経営支援を提供する。2012年12月時点で96名のパートナーを擁する
- 助成金は100万円～200万円の範囲内で、1-2年間、社会的企業に提供する(SVP東京はこの助成金を「投資」と呼ぶ)



9. 法制度と政策

○ 法制度

- 融資規制: 改正貸金業法
- 投資規制: 金融商品取引法
- ソーシャル・ファイナンス、コミュニティ開発金融を促進する法制度の欠如

○ 国の政策

- リレーションシップ・バンキング政策(金融庁) 2003-06年
- コミュニティ・ビジネスに対する情報提供、助成、調査(内閣府、厚生労働省、環境省など)
- 内閣府の懇談会がNPO・社会的企業への資金供給について議論

10. 韓国と日本の比較

	日本	韓国
社会的背景	多重債務者問題、NPO・社会的企業の台頭、東日本大震災	過剰債務問題、社会的企業・社会的協同組合の台頭、高失業率
主な担い手	NPOバンク、マイクロクレジット機関、共同発電所、クラウド、投資ファンドなど	マイクロクレジット機関、社会的企業の中間支援組織など
政府の政策	貸金業法、金融商品取引法による規制	社会的企業育成法、協同組合基本法など

10. 日本の社会的金融の課題

○ 課題

- 組織・事業ともに小規模、ボランティアへの依存
⇒ SF機関は収益性が弱く、組織拡大も難しい
- ソーシャルバンクの欠如 ⇒ 預金を集められない
- 民間主導、政府による支援が限定的
- 銀行・機関投資家との連携が薄い
⇒ 政府からの規制がないため、機関投資家からの資金調達は困難。個人投資家に依存
- 多重債務者に対する救済融資は、改正貸金業法(2007年)を機に生活困窮者へと徐々にシフト ⇒ 新たな政策が必要



11. 結論

- 社会的金融の意義

- 社会的弱者の金融包摂
- NPO・社会的企業への資金供給
- 投資家と投資先のマッチング

- 日本における社会的金融の特徴

- 民間主導
- 小規模
- ボランティア依存



社会的な金融の代表的な機関

3 September 2014

Yuko Uehara

内容

- 公益法人制度改革とNPOバンク
- ケース1：信頼資本財団
- ケース2：難民起業サポートファンド

公益法人制度改革とNPOバンク

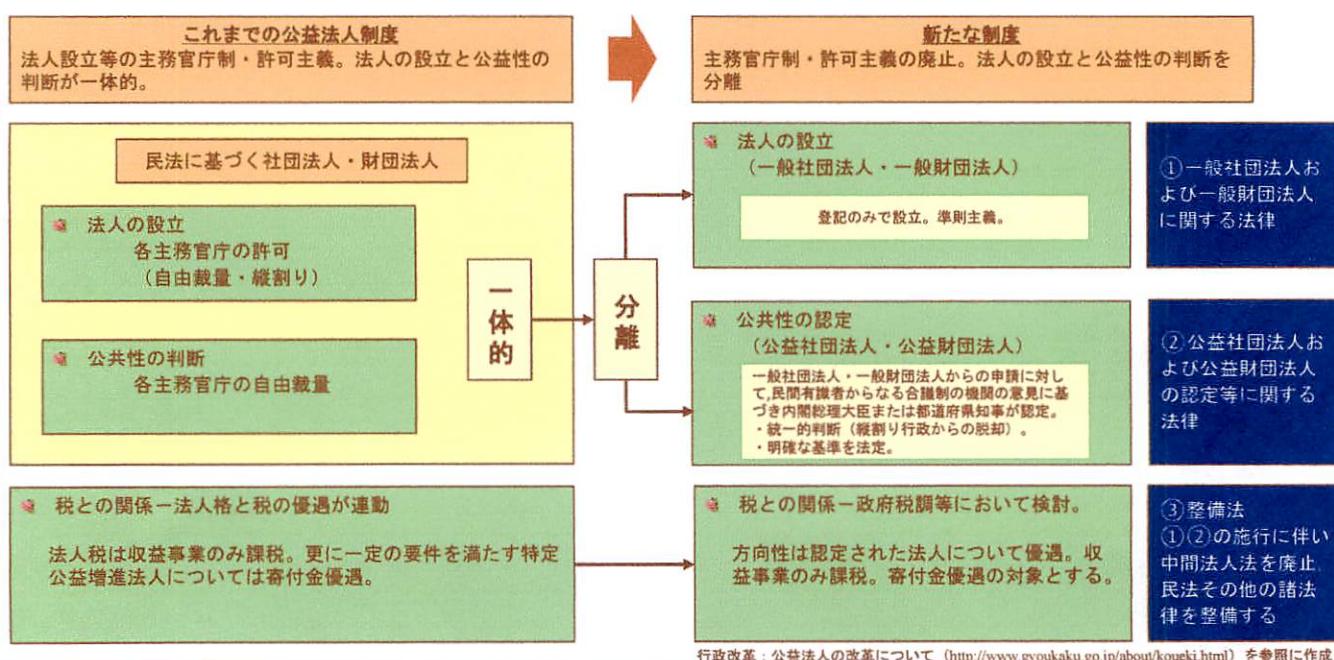
日本の法人制度

	非 営 利 (Non profit)	営 利 (Profit)
公益 Public benefit	広義の公益法人	公共企業
	公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）	電気会社（会社法・個別事業法）
	公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）	ガス会社（会社法・個別事業法）
	学校法人（私立学校法）	鉄道会社（会社法・個別事業法）
	社会福祉法人（社会福祉法）	
	宗教法人（宗教法人法）	
	医療法人（医療法）	
非公益 Not Public Benefit	更生保護法人（更生保護事業法）	
	特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）	
	中間的な団体	営利企業
	一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）	株式会社（会社法）
	一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）	合名会社（会社法）
	労働組合（労働組合法）	合資会社（会社法）
	信用金庫（信用金庫法）	合同会社（会社法）
協同組合（各種の協同組合法）		相互会社（保険業法）
	共済組合（各種の共済組合法）	

公益法人制度改革とNPOバンク

改革の ポイント

「民間が担う公共」をわが国社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進
公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、制度を抜本的に見直し



公益法人制度改革とNPOバンク

公益法人選択の理由

理由①：

非営利金融を「貸金業法」の範囲外で行うことができる唯一の法人格



「貸金業法の改正」によるNPOバンクの存続の危機からの教訓

理由②：

寄付金に対する税制優遇



2011年6月に成立した「新寄付税制」により寄付金額の50%を所得税等から控除することが可能。

公益財団法人信頼資本財団

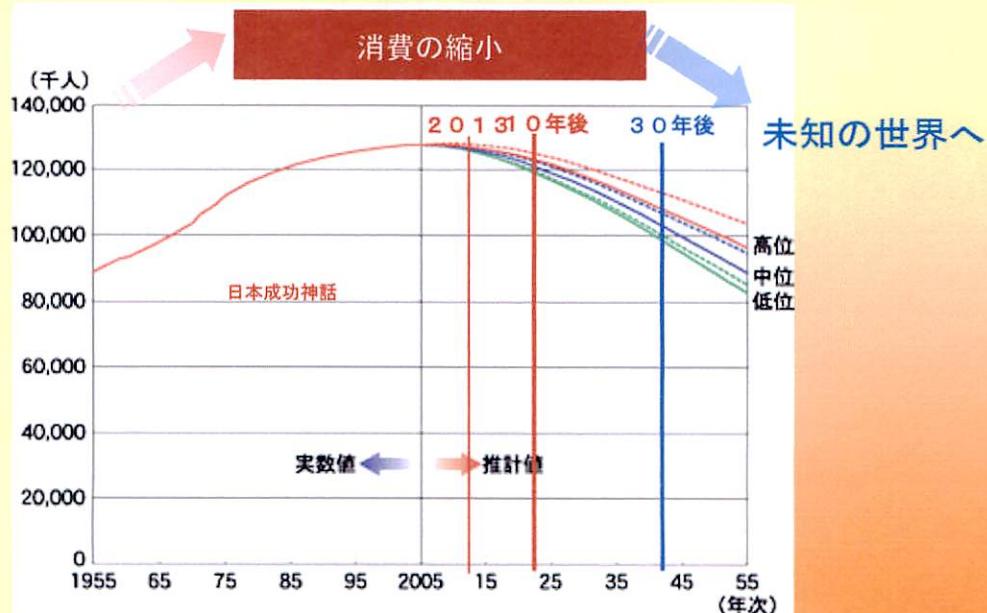


正式名	公益財団法人信頼資本財団 The Shinrai Capital Foundation
設立日	2009年1月7日（一般財団法人信頼資本財団） 公益認定日 2009年9月1日
事業内容	<ol style="list-style-type: none">融資事業自然資本及び人的相互扶助を実現するためのネットワークなどの社会関係資本の向上につがなる社会的事業に対し無利子・無担保で融資を行い支援する事業信頼資本蓄積事業財団の事業に共感する社会起業家や融資事業を通して提供される社会的事業に関する知恵・知見や人的ネットワークを蓄積し、データベースとしてホームページ上で公開する事業。データベースを公開し、不特定多数の人がそこに蓄積された社会的事業に関する知恵・知見、人的ネットワークを活用できるようにすることで、拡大再生産的に社会的事業の創出・活性化を促すことを目的とする。社会デザイン事業新たな発想で社会的事業実施を望む自治体や顧客満足と社会満足を同時に獲得したい企業に企画提案し、持続的に運営出来るよう設計する事業社会企業家育成事業社会企業家同士の情報交換や経営・運営における諸問題に関する相談に応じる機会、場を提供し社会企業家の育成を図る事業

公益財団法人信頼資本財団

社会問題に対する信頼資本財団の目

収縮時代の到来



(注) 実線は今回推計、破線は前回推計

出所: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」

公益財団法人信頼資本財団

社会問題に対する信頼資本財団の目

量的拡大経済の弊害

効率重視

核家族化

環境汚染

孤独死

都市問題

非正規雇用

地方の過疎化

自殺率増加

教育格差

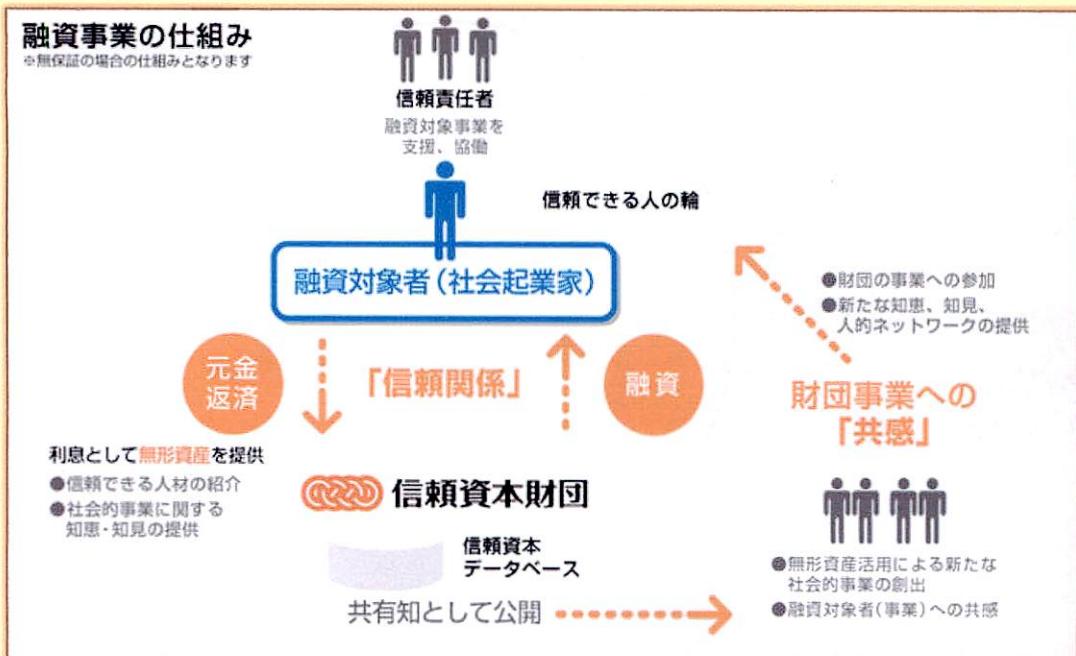
貧困

わが国の問題は先進国が潜在的に抱える新たな社会問題

公益財団法人信頼資本財団

社会問題に対する信頼資本財団の目

- 無利子
- 無担保・保証人不要



公益財団法人信頼資本財団

信頼資本財団の融資事例

未来からの前借り、やめましょう



野菜担家企業
株式会社坂ノ途中



公益財団法人信頼資本財団

信頼資本財団の融資事例

子どもを産んでも当たり前に働き続けられる社会へ

- ① 子供が熱を出しちゃった…
- ② 事務局宛にメールで予約／予約確定
- ③ ご自宅に保育スタッフ到着



- ④ かかりつけ医の受診
- ⑤ ご自宅で保育
- ⑥ 引き継ぎ



公益財団法人信頼資本財団

信頼資本財団の融資事例

デザイン性・高品質によって「障がいのある人が作った製品」という壁を超える

!-style



OPEN 11:00am - 10:00pm
CLOSE MONDAY
LUNCH TIME 11:00am-02:00pm
TEL : 075-201-6860



公益財団法人信頼資本財団

信頼資本財団の融資事例

子どもが売られない世界を作る

なぜ子どもが
売られてしまうのか？

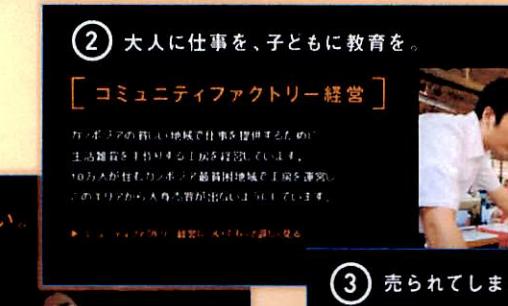


かものはしは、絶対に
子どもを買わせない、売らせない。

① 子ともを買う人を逮捕する

[審察支援]

カノボラの街で、子ともを買う人を逮捕するための
審査支援を行っています。また、子ともを買おうとする人
を逮捕するための情報収集や、子ともを買おうとする人
に対する法的支援を行っています。また、子ともを買おう
とする人の情報を収集するための情報収集を行っています。
子ともを買おうとする人の情報を収集するための情報収集を行っています。



② 大人に仕事を、子どもに教育を。

[コミュニティファクトリー経営]

カノボラの街で、地域で仕事を提供するための
生活雑貨を作りする工房を経営しています。
10万人が住むカノボラ・薪割田地域で工房を運営し、
この工房から、大森本音が出来ています。



③ 売られてしまいそうな子どもを保護。

[孤児院支援]

カノボラの最も貧しい町のひとつボイドにある
孤児院を支援しています。ストリートチルドレンや孤児院
にいる子たちが非常に多い中、その子たちがもともとある
孤児院で保護し、教育や職業訓練を提供しています。



公益社団法人難民起業サポートファンド



正式名

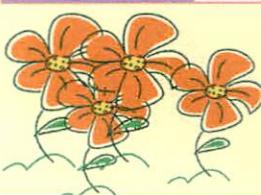
公益社団法人難民起業サポートファンド
Entrepreneurship Support Program for Refugee Empowerment

設立日

2010年9月21日（一般社団法人難民マイクロファイナンス設立）
公益認定日 2012年3月1日

事業内容

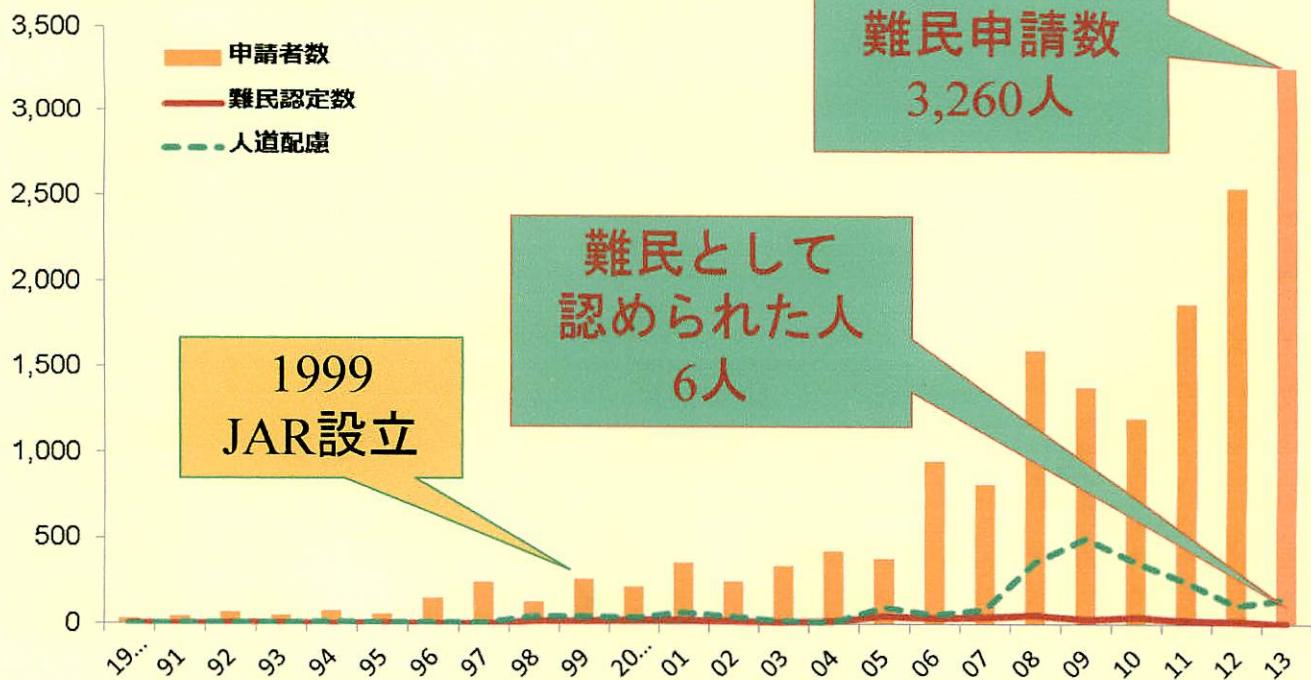
1. 難民等の起業に対する融資及び経営支援、並びにマイクロファイナンスに関する調査、研究及び広く日本社会に向けたアドボカシー事業
2. 国際機関との協働による難民等の自立支援事業



公益社団法人難民起業サポートファンド

社会問題に対するESPREの目

日本に逃れてくる人は増えている



公益社団法人難民起業サポートファンド

社会問題に対するESPREの目

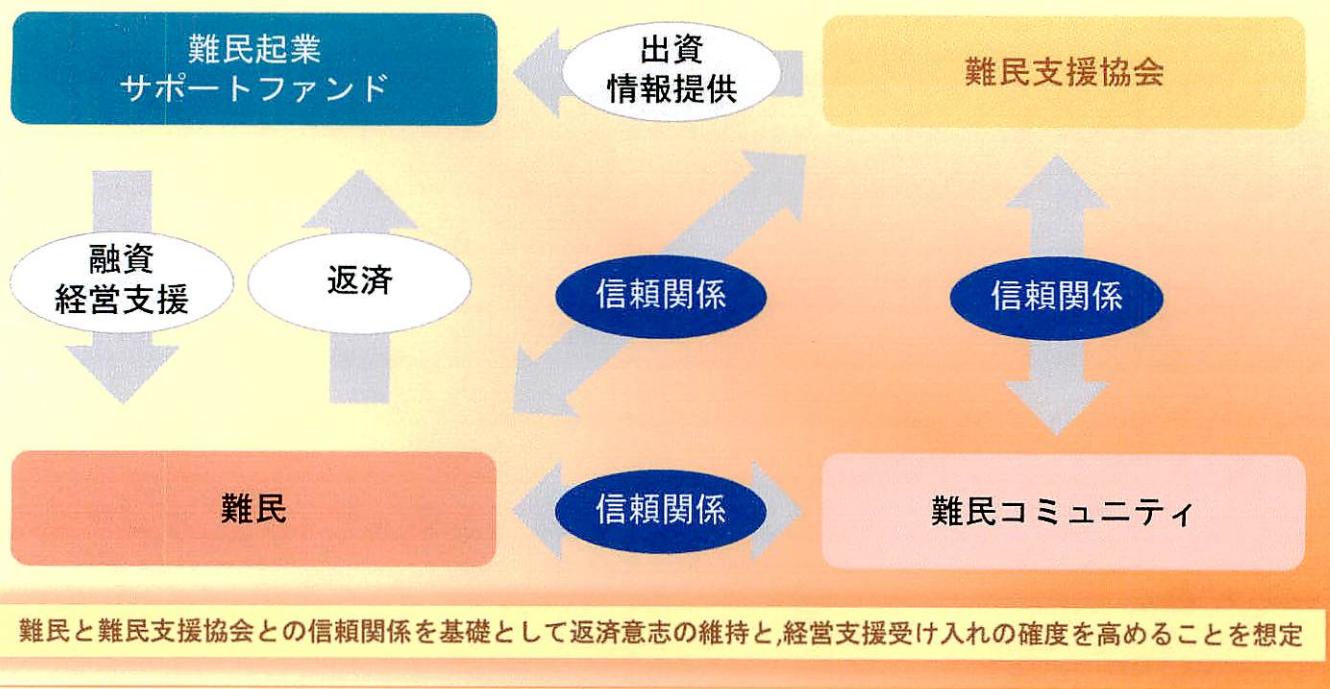
難民支援協会（JAR）のはたらき

活動	活動内容	活動事例
法的支援	難民認定手続や、難民申請が不認定された後の訴訟等の諸手続きに対する支援。適切な情報提供および弁護士との連携強化に尽力している。	■ 難民申請者からの迫害状況に関する聞き取りやカウンセリング ■ 難民申請者への難民条約や難民申請手続の説明 ■ 申請書類の作成アドバイスや国別人権状況のリサーチ ■ UNHCR、日本弁護士連合会、弁護士、関連団体との協議・連携 ■ 國際空港を含む入国管理局の収容施設における被収容者との面会や資料の提供 ■ 弁護士との協働事業（個別の法的支援活動における弁護士との協働、難民支援のノウハウを学ぶ研修会の実施など） ■ 全国の支援者のネットワーキング事業（東京以外の地域に居住する難民からの相談に対応するため、各地域の弁護士等とのネットワーキング活動や勉強会、地域の団体との協働での相談会などを実施）
生活支援	難民申請の結果を待つ難民や訴訟中の難民に対して「医・職・住」と教育を中心とした生活面における相談・支援を実施。また認定後も生活が困難な難民を支援している。	■ 緊急生活支援金の支給 ■ 医療機関への同行や診察時の通訳、医療費の減額・分割払いの交渉、健康保険加入への支援など ■ シェルターの運営や安価な宿泊施設の紹介・開拓、不動産屋へ同行するなどの住居支援 ■ 日本語学習グループの紹介や義務教育課程の入学・通学支援など ■ 就労支援
コミュニティ支援	難民同士の支え合いの強化や難民が個々の能力を生かし、自立した生活を行うためのトレーニング等の実施。	■ 日本語教育の支援 ■ ビジネスマナーの習得や女性が自ら収入を得ることができる収入創出事業に関する支援 ■ 難民コミュニティに対する日本語教室やビジネスマナー講座など各種ワークショップの開催
その他の活動		■ 難民関係団体とのネットワークの構築・活動の推進 ■ 難民・難民申請（希望）者に關係する団体との連携の模索や効果的に活動を実施するための体制・ネットワークの構築 ■ 難民の社会的な処遇や収容問題、外国人問題に取り組む団体の連携およびネットワークの構築 ■ 実現可能な難民施策のモデルプランの提言 ■ 国内外の難民認定に関する情報の蓄積・分析を実施し、日本の実状に合う難民認定手続推進のためのモデルプランの作成・発信を実施（国際人権機構の活用・法務省（入国管理局）や地方自治体・その他各省庁への発信を含む） ■ シンポジウムや講演会、ホームページ、ニュースレターなどを通じた市民へ難民理解の促進

公益社団法人難民起業サポートファンド

社会問題に対するESPREの目

「信頼」の重視



公益社団法人難民起業サポートファンド

ESPREの経営支援事例

経営支援先	内容
1.民族料理店 (ミャンマー)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 25席ほどの小規模店舗。生活のために事業を開始したが、同時に同民族一特に若い世代が集まることのできる場を作りたいという思いがあり、アルバイトなどで貯めた資金をもとに開業。 ■ 日本人の来店客もあり、将来的には規模を拡大することを希望。経営支援として料理の選定、メニューの作成、収支状況の把握などを実施した。
2.解体業 (トルコ/クルド)	<ul style="list-style-type: none"> ■ もともと日雇い的に雇用されて解体業に従事していたが、家族で会社を設立。現時点では日雇い雇用をしていた当時と実態はあまり変わらない。 ■ 今後資金と設備を確保することで、より規模の大きな仕事を受注できることから、事業の方向性をESPREと議論。また数百万の車両調達のための融資を一度ESPREに相談している（ESPREで対応できる規模の融資額ではなかったためなく却下）。 ■ 決算を機会に、税理士のプロボノによる会計管理サポートを提供している。
3.ラーメン店 (ミャンマー)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 15席ほどの小規模店舗。 ■ 高齢者となったときの収入への不安（年金でのカバーができない）があることから、長期的な見通しを立ててイタリア料理店からラーメン店へ転職し、長期間の経験を蓄積した。その後最終的に店舗を買い取り、自営となっている。 ■ ESPREは店舗内外ディスプレイの相談、内装の相談などに対応、メニュー作成も実施した。 ■ またESPREは内装などのための貸付を相談され、最終的には融資実施を判断したが、ESPRE内の検討期間中に別に資金調達をされて実行には至っていない。 ■ 今後、現在の建物改築のために移転が必要だが、新店舗賃借においてサポートが必要になる可能性がある。

公益社団法人難民起業サポートファンド

ESPREの融資事例

中古車販売業



- パキスタン出身のアセフ氏が行う中古車の輸出を主とする事業。
- 難民起業サポートファンド（ESPRE）の初の融資先（2012年10月）。モザンビークに消費者向けの店舗を設置して販売を開始するための資金の一部を融資。
- アセフ氏はマレーシアの大学を卒業後、欧州の大学院で経営学を学んだ経験を持つ。大学時代には事業を立ち上げた経験もある。
- 宗教的な事情で本国に戻れなくなったことから、難民として来日。難民支援協会がサポートし、現在は人道的配慮により在留資格を与えられている。
- 来日後は食品工場などのアルバイトで生計を立てていたが、当時から日本での起業を検討。来日後1年で資金を貯めてインド料理店を開店した。この時には自ら料理を学び、シェフも雇って起業。その後景気悪化により撤退し、飲食店に代わる事業として中古車の輸出を開始。
- モザンビーク市場での市場調査を行った結果、日本からの中古車へのニーズが強く、信頼性の高い業者を求めており、貿易上の障壁の多さから競争が緩い、等の理由から進出を決断。開始にあたり運転資金が必要となった。最終的には、ESPREと政府系金融機関からの融資を組み合わせて仕入を行い事業を開始。
- モザンビークでは2店目の開設と、現地ディーラーとの取引を開始。2013年度は前年の2倍程度の売上げが見込まれた。
- 将来的には、一旦撤退したインド料理店にも再度チャレンジすることも希望。

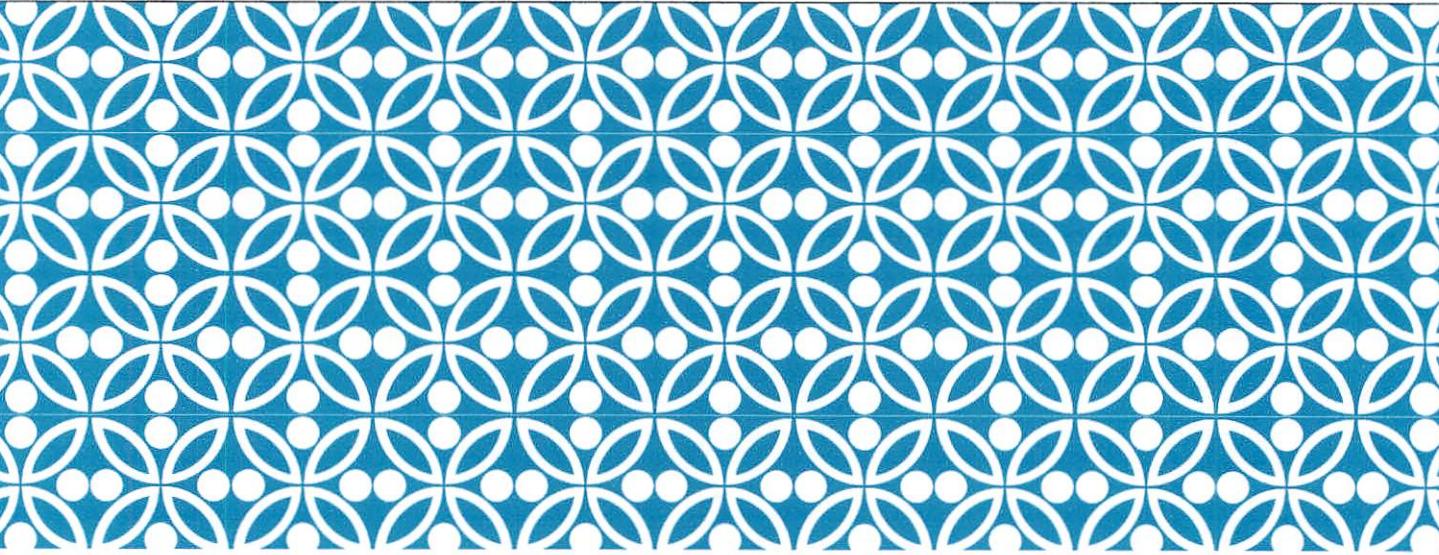
公益社団法人難民起業サポートファンド

ESPREの融資事例

ミャンマー料理店：Swe Myanmar



- ミャンマーからの難民のタン・スイウさん経営
- 2012年11月から家族で営業（東京高田馬場。早稲田大学近辺）
- メニューは80を超える本場のミャンマー料理。
- タン・スイウさんはミャンマーでは地質学を専門とする大学講師。1988年に民主化運動が活発になり、運動に関わった。しかし、拘束の危険を伝えられ、海外に逃れ難民となる。出国数日後には、実家に軍が来て家族を連行。
- 来日後も民主化運動を継続。日本語も分からず、機会に恵まれ建築会社の社員となって内装に携わる仕事に従事。しかし、突然の勤務先の移転に直面し、民主化活動を継続することとの間で悩んだ末、起業という道を選択。
- 起業はそれまでの蓄えを使用し、内装は自ら行うことでコストを抑えて開業に至った。ミャンマー人、日本人含めて多くの人が店を手伝っている。
- 将来は店舗を拡大し、ミャンマー文化を伝えることを希望。
- ESPREは融資と経営支援の両方を提供。プロモーションなどをアドバイスし、プロボノの税理士の協力を得て会計管理の改善も支援。



金融の疎外階層に対する 政策と支援制度

佛教大学
専任講師 佐藤順子

日本人と多重債務

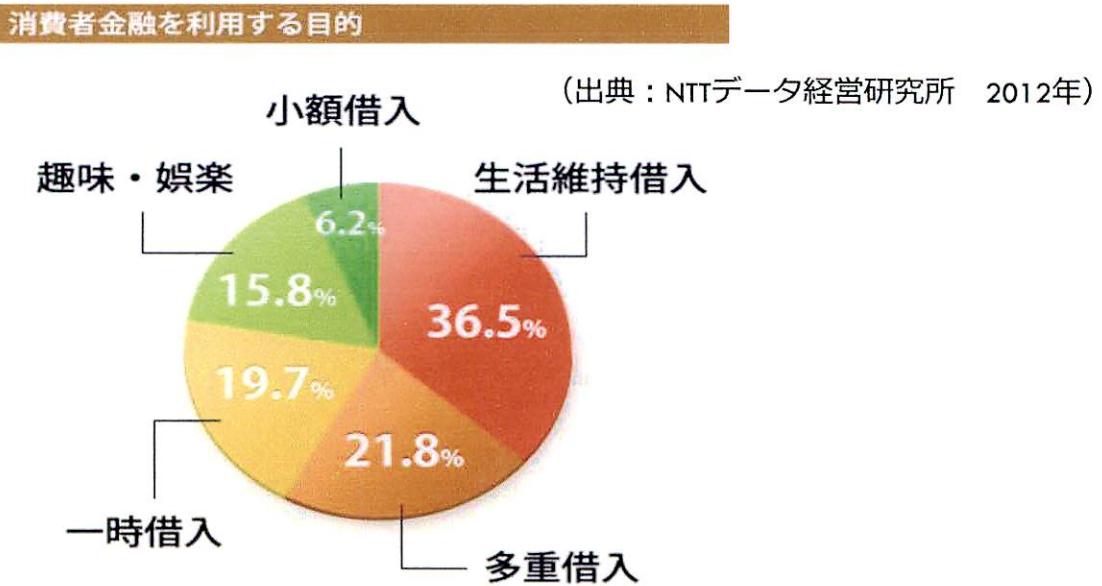
- ◆日本の人口は2014年7月推計値で1億2710万人
- ◆日本の消費者金融の利用者は2014年6月末現在で1199万人、
2件以上の消費者金融から借金をしている多重債務者は
429万人



- ◆2010年6月の消費者金融の利用者1555万人、
2件以上の多重債務者763万人
→4年間で単純に比較すると減少傾向にある

(日本信用情報機構による)

消費者金融を利用する目的は何か



なぜ減少したか

最高裁判所2006年1月13日付判決と利息過払い金返還

- ◆ 利息制限法を超過する利息分についての返還請求が原則的に認められた
- ◆ この判決に基づき、2006年度の決算期から消費金融業の利息返還費用が増大し、業績が悪化して行った
- ◆ そして、消費者金融業は合併・統合し、生き残りを図ったが、次第に消費者金融市场から撤退していくこととなった
- ◆ 業者数は、ピーク時の1986年3月末の47,504から改正貸金業完全施行後の2013年6月末には3,313と大幅に減少した

2006年改正貸金業等法の 4つのポイント①

①開業規制（参入規制）

- ◆貸金業を営む上で必要とされる純資産額が、個人事業者は300万円以上、法人事業者は500万円以上から2006年の貸金業法改正後は5,000万円以上に引き上げられた

②総量規制

- ◆利用者の年収の3分の1を超える貸付が禁止された
- ◆無職の専業主婦は夫の同意書と収入証明が必要となった

2006年改正貸金業法等による規制の 4つのポイント②

③金利規制

- ◆1986～1991年の金利は約54.7%
- ◆1991～2000年の金利は約40%
- ◆2000～2010年の金利は約29.2%
- ◆2012年6月から貸出金額に応じて15%から20%の間に

④業務規制（行為規制）

- ◆利用者に対する脅迫的取立、夜間・早朝の取立、弁護士・司法書士の債務整理の受任通知受領後は、利用者に対する取立を行なう事が禁止された
→現政権は29.2%に戻そうとしているが、市民団体は反対している

日本の公的貸付制度 生活福祉資金貸付制度①

- ◆世帯更生資金貸付制度は1955年に国の補助を受けて始まった
- ◆対象者は低所得者、高齢者、障害者である
- ◆その後、1990年に世帯更生資金貸付制度は生活福祉資金貸付制度と名称を変更した
- ◆貸付条件は生活保護基準の約1.5倍以内を目安としている
- ◆なお、生活保護基準は年齢・家族構成・住所地によって異なる
- ◆例えば、東京都内に住む65歳と70歳の二人世帯の場合、116,380円に加えて住宅扶助として家賃が69,800円を上限に支給されるため、月額279,270円以下の収入の者が対象となる

日本の公的貸付制度 生活福祉資金貸付制度②

- ◆しかし、生活福祉資金貸付制度は60年以上前にできた制度であるが、利用されることには少なかった
- ◆その理由として、積極的に広報活動をしなかった事、保証人が必要であった事、収入が低く返済能力がないとみなされた事が挙げられる

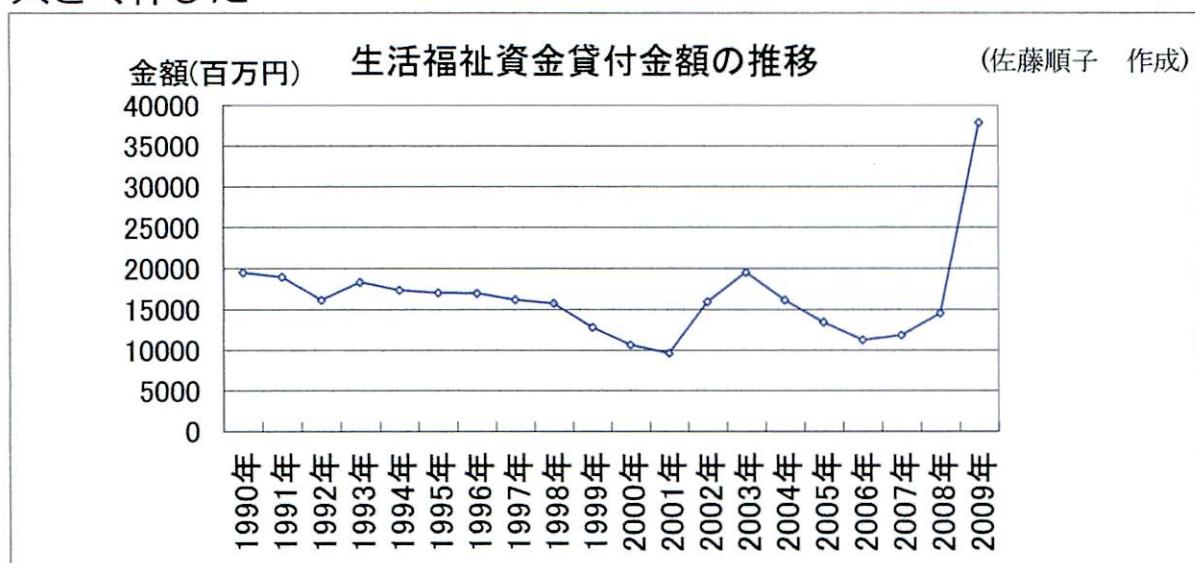
総合生活支援資金貸付制度の創設

2009年、消費者金融業を利用しないために、生活福祉資金貸付制度が見直された

- ◆そのポイントは連帯保証人要件の緩和(保証人有りの場合は金利0%、無しの場合は金利1.5%)及び総合生活支援資金貸付制度の創設である
- ◆日本では、生活保護法が第1のセーフティネットである事から、総合生活支援資金は非正規労働者等に対する第2のセーフティネットとして位置付けられた
- ◆失業者や住居を失った低所得者に対して、生活費・住宅入居費・
- ◆一時生活資金を、最大で、二人以上の世帯に対して月額20万円、最長1年間貸付けるものである

生活福祉資金貸付制度貸付件数の増加

- ◆総合生活支援資金創設の結果、生活支援資金全体の貸付件数は大きく伸びた



総合生活支援資金貸付制度の現状

◆なかでも、総合生活支援資金は

- 2009年度 178.7億円
- 2010年度 262.2億円
- 2011年度 101.9億円
- 2012年度 51.1億円

と、生活福祉資金貸付金額において大きな比率を占めている

総合生活支援資金貸付制度の 問題点①

- ◆低所得者の一時的な生活困窮に対応する支援策として始められたが、収入が生活保護基準以下の借受人が92.3%を占めていた
- ◆総合生活支援資金では、貸付を受けた者に対する就労支援も合わせて行っているが、就業継続者は11.2%であった
(2014年全国社会福祉協議会調査により)

総合生活支援資金貸付制度の 問題点② と生活協同組合による多重債務者支援

- ◆ 2013年現在、償還金滞納件数は3割に上り、貸付以降は職員のフォローがなされていない
- ◆ 例えば、貸付を受けた者の53.1%の就業状況は不明であった
(2014年全国社会福祉協議会調査より)

その一方で、岩手県、福岡県、東京都、宮城県では生活協同組合等が多重債務者への生活資金貸付や相談対応を行なっている

結論

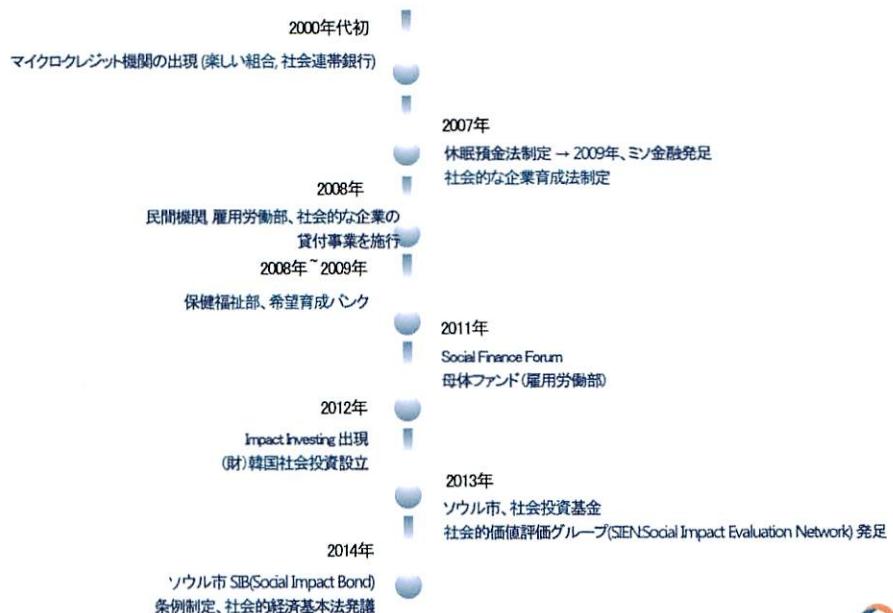
- ◆ 資産を持たない金融の疎外階層に対する支援は、生活資金の公的貸付だけではその効果が発揮できない
- ◆ なぜなら金融の疎外層の生活困窮は一時的なものではないからである
- ◆ 日本政府は、給付施策である生活保護法を改正して受給者の減少を目指している
- ◆ しかし、生活の安定を図るためにには、まずは最低生活費の給付を行ない、その上で新たな就業及び起業を行なう場合にのみ公的貸付が機能すると考える

韓国における社会的金融の 発展過程及び現状

2014. 09. 03.

(財)韓国社会投資イム・チャンギュ

国内の社会的金融の流れ



01 国内マイクロクレジット

国内マイクロクレジットは市民団体の連帯を通じて始まりました。社会的両極化の問題を解決するため、政府の能力から次第に社会的な関心が増えています。

2000年代初

2005年～

2008年～

民間マイクロクレジット機関の出現

- 国内で最初、マイクロクレジット機関で楽しい組合設立(1999年)
- 社会連帯銀行設立(2002年)
- 美しい財団設立(2003年)
 - 低所得の女性家長
- ヨルメナヌム財団設立(2004年)

-脱北者、自活共同体、社会的企業

政府の関心の増加

- 保健福祉家族部
生業資金融資事業予算
民間委託(2005年)
- 女性部の低所得の女性家長、
労働部の障害者自営業、
創業資金融資、小商工人支援
センター 小商工人創業及び経営改善資金等

政府の庶民金融商品の運営の始まり

- ミソ金融(2008年7月～)
- 変えてドリームオン(2008年12月～)
- ヘッサルロン(2010年7月～)
- 新希望ホルシ(2010年11月～)
- 最近(2014年)、庶民金融振興院設立推進意思を明らかにする。



01 民間マイクロクレジット

民間マイクロクレジット機関は金融機関を利用できない社会脆弱階層に小額資金を無担保、無保証で貸し出しすることで経済活動を支援、持続可能な自立支援の方案を模索しています。

楽しい組合



- 創業資金、生計資金貸し出し。
 - 441個の企業(740名)に創業支援。
- 教育やコンサルティング、調査研究等の支援事業
 - (創業前)パートナープログラム、
(創業後)メンタリングプログラム。
- 韓国式のマイクロクレジットモデルを開発
(社会的フランチャイズ)
 - 創業成功率を高めるための多様な方案を模索。

創業アイテムの企画及び
運営技術教育を支援



予備創業者の創業、
現場教育



創業

楽しい組合の貸し出し



01 民間マイクロクレジット

社会連帯銀行



- 個人創業/運営資金、緊急資金貸し出し
 - 1800個の企業に創業支援
- 民間マイクロクレジット事業の代表走者、
単純貸し出しの創業支援サービスを中心して運営
- 無料で法律、心理相談サービスを支援
- 支援企業、業種別教育や自助集会を支援
- 社会的な企業支援、大学生学資金支援で事業拡張

社会連帯銀行のマイクロクレジット創業支援事業を通じて
支援されているムジヶ店舗状況

区分	製造	流通	外食	サービス	その他	総計
支援件数	123	461	509	758	10	1861
支援金額	2,711,800	8,021,900	10,509,500	14,425,600	4,000	35,672,800



01 政府マイクロクレジット

政府は庶民金融制度を通じて中小零細商工人及び庶民の安定的な雇用や福祉、
住居の確保を目指しています。

新希望ホルシ



ヘッサルロン



ミソ金融



- 市中銀行で、低信用者、低所得者対象の貸し出し進行
- 銀行の営業利益の10%で財源用意
- 生計資金の用途

- 相互金融で実行する低信用者、低所得者対象の貸し出し
- 政府、庶民金融機関保証財源
- 生計資金、事業資金

- 事業者のための貸し出し
- 寄付金、眠っている預金で財源用意
- 創業資金、事業資金
- 創業審査や事後管理



02 国内 社会的経済支援

新しい働き口のモデルとして注目される社会的経済企業が持続的に成長できるため、初期民間の社会的経済企業モデル発掘及び設立支援や政府の人事費支援から進め、資金調達窓口の用意のため、論議が活発に行われています。

母体ファンド支援、地域
信用保証財団を通じて
特別保障を常時実施
(2011年)

ソウル市社会投資基金、
地域信用保証財団を通じて協同
組合の特例保障実施(2013年)

2007年

- 社会的な企業育成法制定。
 - 政府の社会的企業人件費支援(最大5年)
 - 民間機関の社会的企業融資の進行

2012年

協同組合基本法制定

2014年

- 社会的経済基本法の論議が進行中
 - 社会的金融及び基金の助成に関する論議
- ソウル市SIB条例の制定

自治体単位の社会的な企業の事業開発費
支援、ミン金融財団や中小企業の政策資金
融資(2010年)

※ 民間の社会的な企業支援持続(投資、融資)



02 民間の社会的経済企業支援(融資)

市中金利より低金利で資金を貸す民間機関の社会的経済企業融資事業は社会的経済企業の事業成功率及び持続可能性の向上に寄与しています。

ヨルメナヌム財団



- 国内の自立系、社会的経済の支援事業
 - 社会的企業 5個所、直接運営(年100億ウォン売上)
 - 社会的企業74個所 運営支援事業(総 69.1億ウォン規模)
- 社会的企業家育成、インキュベイト事業及び社会的経済アカデミーの運営
- 社会的な企業の融資事業は95.5%の高い償還率が見らる。
(2009年から進行)
 - 資金の申し込みをした全ての企業を対象に段階別審査進行、中途脱落なしの段階別審査結果に関する適正なコンサルティング提供
 - 外部ネットワークを積極的に活用(地域別、社会的企業協議会など)
 - 社会的企業(社会的企業家)と友好的な関係の形成



현장에 밀착된
현장 전문가

외부 인력의
효율적 활용

사업의 성공을 및 지속 가능성 제고



02 民間の社会的経済企業支援(投資)

社会的経済企業の価値を見て投資し、それによる収益を期待する社会的投資が次第に増加しています。韓国では社会的市場に関する論議が初步的なレベルではありますが、行われています。

sopoong

sopoong

- 社会的な問題を新しい方式で解決しようとしている事業に投資する民間インパクト投資機関
 - 経済的な成果のみならず社会的価値、成長可能性を考慮した投資
- インパクト投資及び中継者の役割、社会革新企業の力量強化のためのサービス、技術支援(incubating)
 - 事業戦略、マーケティング、財務、営業などの事業に直接参与

org.

Office Design

사람과 환경을 생각하는
윤리적 혁신기업



제주에 문화 바탕을 잊으키는
공연문화 후원

고마온

한정, 생태, 먹거리
고민하는 소셜벤처

tumblebug.

문화 창작자들을 위한
크라우드 펀딩 플랫폼

SOCAR

공유경제를 실현하는
카셰어링 서비스

SKILLSHARE

진짜 자신을 배우는
글로벌 러닝 커뮤니티

Wisdome

경험과 지혜를 나누는
플랫폼

슬로비생활

오리를 통한 청소년들의
성장과 지원

sopoong 投資企業現状

한국사회투자
ASIAN SOCIAL INVESTMENT

02 社会的経済支援(投資,融資の基盤準備)

社会的経済に関する関心が高くなり、営利企業や財団の社会的投資に対する参与が拡大しています。社会的価値の評価を通じて社会的経済の生態系造成及び社会的投資基盤を積むために努力しています。

SIEN
(Social Impact Evaluation Network)

siEN
Social Impact
Evaluation Network

- 社会的価値評価ネットワーク(SIEN)は社会的価値評価指標及び方法論の開発、共通の合意を導き出し様々な分野で社会的価値評価の模範事例の拡散を目指して運営中
- 調査研究、対外交流、会議開催を通じて社会投資及び社会的金融に関する公共の認識を高める。
- 学界、研究機関、専門評価機関、投資機関、政府機関など多様な理解関係者の参与



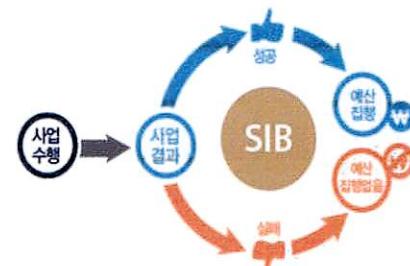
한국사회투자
ASIAN SOCIAL INVESTMENT

03 2014年、社会的金融の現状

最近、ソウル市の社会成果連係債券(SIB)条例の制定及び社会的企業、協同組合、自活企業など社会的経済企業の自生力の確保と持続的な成長を目指した社会的経済基本法の論議が進行中です。社会問題解決のため、新しいビジネスモデルを創出している社会的経済企業を支援する社会的金融は、また別の機会と向かい合っています。

SIB (Social Impact Bond)

- ・社会問題の解決を目指す社会的投資の1つの形態で民間の投資で公共事業を実行、目標を達成時には政府の基金を執行。
- ・政府の予算節減を通じて財政の負担を減少、民間の投資者は社会への貢献と同時に投資の機会を確保。
- ・'14年3月、「ソウル市社会性と報償事業の運営条例」議決でSIB推進の法律的根拠を準備



한국사회투자
KOREA SOCIAL INVESTMENT

03 2014年、社会的金融の現状

社会的経済の活性化に望ましいガバナンスと支援体系準備に関する関心が高いです。

最近、論議中である社会的経済基本法は社会的経済企業の統合的支援根拠の準備及びこれらを実現するための支援体系、公共購買、社会的金融などが作動できる媒介の役割をすると期待されています。

社会的経済基本法

- ・社会的経済の主催である自活共同体、社会的企業、協同組合などの健康的な発展を支援する社会的経済基本法に関する論議の展開
- ・'14年4月、セヌリ党の法案発議以後、新政治民主連合、正義党から立法発議の予定(9月)
- ・現在、社会的経済の構成員の意見が収斂のため、公聴会を進行中



한국사회투자
KOREA SOCIAL INVESTMENT

04 政府主導の社会的経済育成の長所と短所

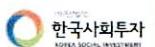
ポジティブな影響

- ・ 基盤形成の期間短縮
- ・ 必需資源の供給
- ・ 公共の理解の増進



ネガティブな影響

- ・ 政府の社会的経済への直接的介入と現場の知識不足は官僚主義、厳格さ、短期業績主義、市場歪曲を招来
- ・ 政府の資金支援だけを目指す道徳的弛緩の発生
- ・ 政府支援への依存度の深化



04 政府政策の役割の提案

“The job of government is to enable financial services, not to provide them directly.
Governments can almost never do a good job of lending,
but they can set a supporting policy environment.”

- Access for All, Building Inclusive Financial Systems, CGAP 2006

実行者もしくは直接的介入ではない造成者の役割

社会的金融及び、社会的経済の生態系造成者の役割

社会的な問題解決のための公共、民間、社会部門間での協力増進の役割



05 社会投资基金



Social Investment Fund

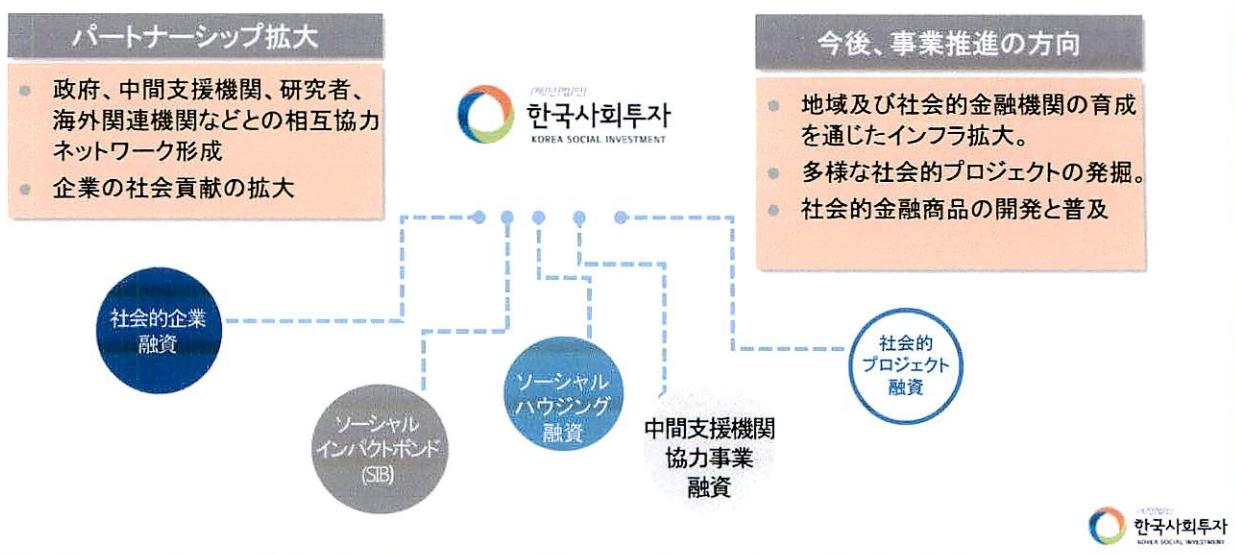
ソウル市社会投資基金は

□を直接あげることではなく□を摑む方法を教え1回だけの無償福祉でない、資本の好循環構造を準備する先進倫理金融のための基金です。



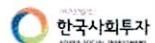
05 社会投资基金

民間と政府が共にするアジア最初の社会投資基金は社会的企業の融資を始めとし社会的金融インフラの造成を助ける中間支援機関の協力事業、住居脆弱階層の解消及び、建設型の社会的企業育成を目指すソーシャルハウジング融資事業と社会的プロジェクト融資事業を進行中です。



05 社会投资基金

社会投资基金を通じて協同組合活性化のための基盤準備、新再生エネルギーの拡大を通じた原発一箇所減少化、雇用創出型ソーシャルフランチャイズ活性化等の社会的価値を持続的に創出しています。



06 韓国社会投資紹介



KOREA SOCIAL INVESTMENT

韓国社会投資は

社会的金融を通じて国民の福利の増進と地域発展への寄与を目指し、2012年に設立された法人で、ソウル市社会投资基金の運用・実行機関として民間との協力の土台の基に社会投資の模範的な事例作りを目指して行きます。

2012年12月7日設立

ソウル市社会投资基金を運用、委託機関及び指定寄付金団体

社会投资基金を運用及び民間からの社会投资基金を調達

社会的企業、中間支援機関等に関する教育及びコンサルティング
감 사: 이종열 (現 법무법인 광장 Senior Partner, 前 세종대 경영전문대학원 학장)
을 제공

이사장: 이종수 (前 사회연대은행 대표, Aon Korea 사장)

이 사: 서재경 (前 신용보증재단 이사장, 前 한국외대 상경학부 겸임교수)

이장규 (現 삼정 KPMG 부회장, 前 중앙일보 편집국장)

류영재 (現 서스턴베스트 대표이사, 前 사회책임투자포럼 연구소장)

홍종호 (現 서울대 교수, 前 한국국제경제학회 편집위원)

박창균 (現 중앙대 교수, 前 보건복지부 장관 정책자문 위원)





2014年韓・日、社会的金融シンポジウム発表資料

社会的価値評価の重要性及び発展の展望

성균관대학교(ソンギュンガン大学)

문 철우(ムン・チョルウ)

2014年9月





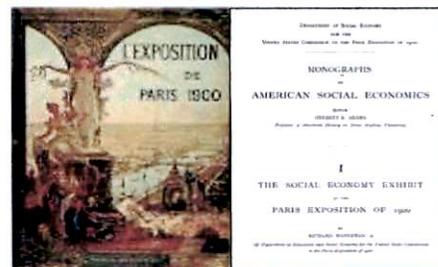
Mool, L., Quarter, J. & Ryan, S. (2010)

社会的経済とは

- 政府の失敗と市場の失敗を補完
- 社会問題の解決を目指し、社会価値創出市場に参与
- 共有経済的方式と企業の効率性を結合

参考 : Amin, Cameron & Hudson (2002), Bidet (2014), Defourny (2014)

3



The early history of the social economy group originates in the classification of the Paris exposition of 1855, closing with an account of the plans for the social economy exhibit at the Paris exposition of 1900 (H. Adams, 1900)



France Passes a Social and Solidarity Economy Law, 2014

メインストリーム経済になっている社会的経済

- 先進国は法制化を通じ社会的経済に法律的地位を付与
 - イギリス('10), スペイン('11), ギリシア('11), ポルトガル('13), フランス('14), カナダ('14)
- 韓国も社会的経済基本法を発議('14)中

39



フランスGDPの6%, 雇用の12%

- 215,000個の社会的な経済組織
- 2000–2010年の間、働き口23%増大(同期間、民間セクター ▲6%)
- 保健福祉サービスは働き口の45%

参考 : Bidet (2014)



社会価値評価は社会的経済で必修不可欠

- European Commissionの社会的経済活性化グループであるGECESは“社会価値評価のEuropean Standard”を公表(‘14.6月)
- Global Impact Investment Network (‘09)
- REDF, SROI (Social Return on Investment)
- カナダ, オーストリア, ルクセンブルク政府の社会価値評価政策を導入



사회적기업의 사회적 가치 창출: Social Benefit		
고용 창출	사회서비스 창출	총액
1. 고용창출 소득 총액	사회서비스 창출 소득 총액	100,000,000
2. 고용창출 소득 총액: 100,000,000 원에 해당하는 고용창출 총액	3. 사회서비스 창출 소득 총액: 100,000,000 원에 해당하는 사회서비스 창출 총액	
4. 사회적 기관과 사회적 기관을 운영하는 기관에서 고용창출 및 사회적 서비스 창출을 통해 창출되는 소득 총액	5. 사회적 기관과 사회적 기관을 운영하는 기관에서 고용창출 및 사회적 서비스 창출을 통해 창출되는 소득 총액	100,000,000
6. 사회적 기관과 사회적 기관을 운영하는 기관에서 고용창출 및 사회적 서비스 창출을 통해 창출되는 소득 총액	7. 사회적 기관과 사회적 기관을 운영하는 기관에서 고용창출 및 사회적 서비스 창출을 통해 창출되는 소득 총액	100,000,000

사회서비스 창출		
제공 기관	제공 기관 소득 총액	제공 기관으로부터 창출되는 사회적 가치 총액
1. 사회적 기관 및 사회적 기관을 운영하는 기관	100,000,000 원	100,000,000 원
2. 사회적 기관 및 사회적 기관을 운영하는 기관	90,000,000 원	90,000,000 원
3. 전문 사회적 기관	10,000,000 원	10,000,000 원
4. 전문 사회적 기관	10,000,000 원	10,000,000 원

国内でも社会価値評価の必要性高まる

- 大統領の国政課題('13)に社会価値評価が包含
- 社会的経済基本法('14)で社会価値評価を強調
- 社会的な企業、協同組合等の自発的な価値評価需要の増大

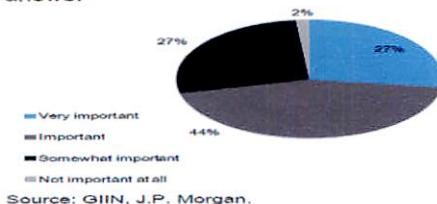
“社会価値評価、統合DB”構築の必要性

- 国内、社会的企業の運営状況に関するDBの構築完了
(社会的企業、統合情報システム www.seis.or.kr)
- 但し、海外資料と国内価値評価研究を通じた社会価値評価統合
DBは国内にない
- 既存の政府のDBとの相互補完的活用が可能

社会価値評価統合DBのない場合

- Communication Languageがない
- 社会的経済に関する支援及び投資が成される場合にも創出される社会的価値レベルの説明が難しい
- 使用指標が客観的に妥当であることが説明しにくい

Figure 9: Importance of
standardized impact metrics to
industry development
n= 125; Respondents chose one
answer

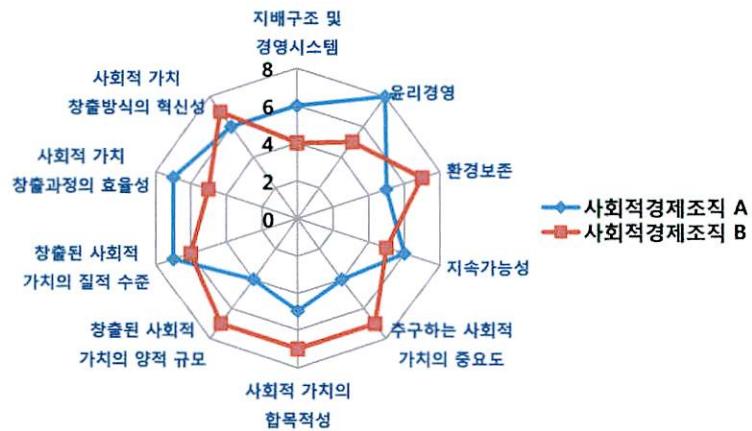


Source: GIIN, J.P. Morgan.

- “標準化された社会価値指標がどれ程重要性であるか”
(125個のグローバルインパクト投資機関対象に行う, GIIN, 2013)
- 98%が標準化された価値評価指標が“最小限の重要度”を持っていると判断される(非常に重要27%, 需要 44%)
- 80%が外部機関が開発した社会価値指標を使った経験

社会価値評価統合DBのない場合

- 機関別社会価値測定指標を各々開発する非効率性の発生



社会価値評価統合DBのない場合

- 相対的成果の比較は不可能
- 投資者及び支援者の観点で優先順位の判断が難しい



社会価値評価統合DBのない場合

- 国内、社会的経済に関する学術研究基盤の脆弱 – 成果要因がない
- 社会的経済を経済的成果本位で研究する矛盾性

統合DB構築案(1)- 指標Library構築

- 社会価値を測定するIndicators Library確保及び
- 連関キーワード, 共通指標, セクター指標等の類型でDB構造化を図り“Pick & Choose”が出来るように
- 主要Data Points例示 指標名 – 社会価値領域– 定義 – 測定方式 – 活用例示

13



統合DB構築案(2)- 社会価値評価機関DB

- 海外主要評価機関のデータ構築及び類型化
- 地域, 規模, 評価方式, 専門領域, 人的情報等のData Points包括
- インパクト投資機関, 非営利財団, 中間機関, 政府支援機関, GIIN, SROI Network等、社会価値評価協議体等の多様な機関を包括

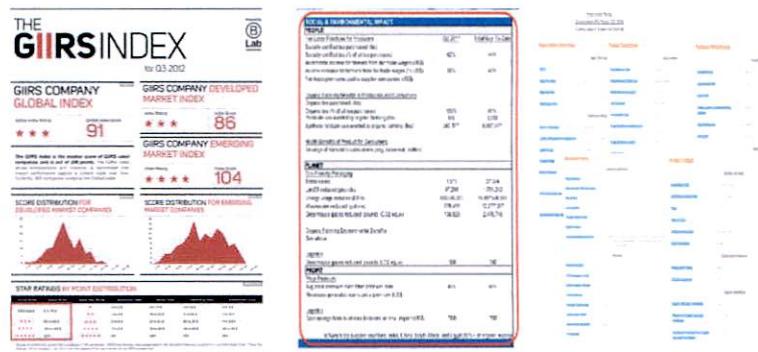
14



統合DB構築案(3)- 社会価値評価Tool活用DB構築

- #### ■ 機関別評価方式、評価指標活用現状のDB構築

13



統合DB構築案(4) - 評価結果DB及び国内適用方案

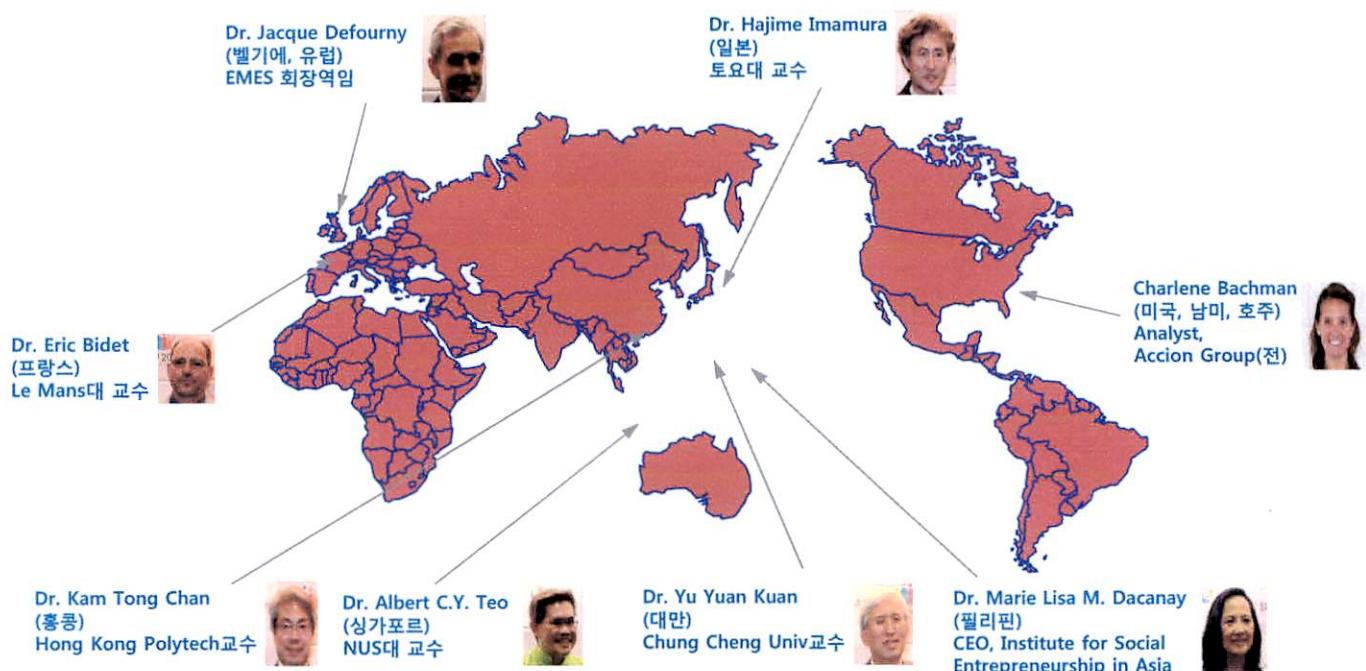
- 評価対象、評価方式、評価結果等Case別OutputのDB化

16

推進方法論(1)

- 海外研究機関ネットワークによる地域別データ収集

17



18



推進方法論(2)

- 文献調査、設問、インタビュー等を平行しData収集
- インパクト投資機関、社会価値評価機関、関連カンファレンス対象の資料協力関係の構築

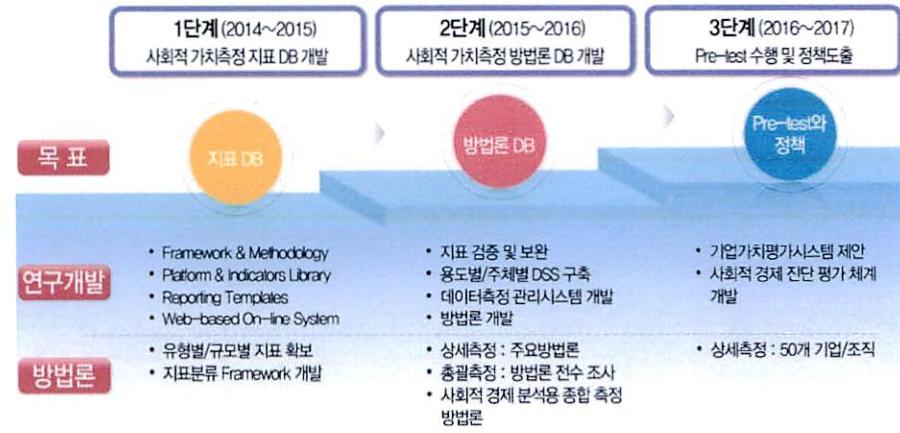
19



推進方法論(3)

- 国家、セクター、機関類型、指標領域別Data構造の開発

20



推進方法論(4)

- 国内適用可能な主要指標群の導出及びPre-testの遂行
- 社会価値評価政策方案及びロードマップの導出
- 海外でも使用可能な共通形態の転換が必要